

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人ら

ア 父子関係が子の保護のためのものであり、それを守ることが子の保護のためになるというのであれば、本件各規定が夫の子に対する嫡出否認権を認めたことは背理となる。子が非嫡出子となる場合でも、夫については自由に嫡出否認権の行使を認めるのに対して、妻や子については嫡出否認権の行使を一切認めない区別に合理的な理由は存在しない。

すなわち、嫡出推定規定の「早期に子の法律上の父を推定することで、子の保護を図る」側面からは、嫡出否認権は、いわば夫の意思により子との嫡出推定を否定する「特権」である。特権を有する夫に対して妻や子は父子関係の嫡出推定を否認する権利を一切保障されていないのであるから、その区別に合理的な理由は存在しない。

また、嫡出推定規定の「血のつながりを守る制度」としての側面からは、夫に認められている嫡出否認権は、「血のつながりを守る制度」としての権利保障である。それは妻や子にも保障されなければ均衡を欠く結果となる。

客観的に決まる「血のつながり」の否認権を夫にのみ保障することに合理的な理由はない。

DNA技術と医療技術の発達により、嫡出否認権の行使を制限的に夫にのみ認めた民法制定当時の根拠は失われ、妻や子に嫡出否認権が保障されても科学的に問題のない状況となっている。

イ 非嫡出子として戸籍に記載されることと比較すると、戸籍に記載されない無戸籍となることの人権侵害は甚だしい。完全に家庭が破壊された段階で子が生まれた場合に、画一的に夫にしか嫡出否認権がないとするのは、余りに妻や子に酷である。

妻や子は嫡出推定が及ぶ夫との父子関係を否定できない場合には、妻や子との継続的な接触を持つことを希望する夫からの暴力のおそれや心理的不安から、子の出生届を提出することができなくなり、その結果、多くの無戸籍児が生まれている。

無戸籍児が生まれる原因となっている本件各規定は、憲法14条1項、24条2項に違反している。

ウ 最高裁判所平成26年7月17日第1小法廷判決・民集68巻6号547頁（以下「平成26年判例」という。）は、現在の嫡出推定制度と嫡出否認制度について完全な合理性を肯定した判決ではなく、逆に法改正が求められる状態であることを明らかにしたものである。